

地方税の滞納整理が強化されます

税は、まちづくりを支える大切な財源です。

市税などを納付した皆さんと公平を保ち、滞納の解消を図るために、県と17市町が共同で「佐賀県滞納整理推進機構」を設置しました。今後、佐賀県滞納整理推進機構では、市税を滞納し納税指導等に従わない方に対し差押え等の滞納処分を強力に推進していきます。

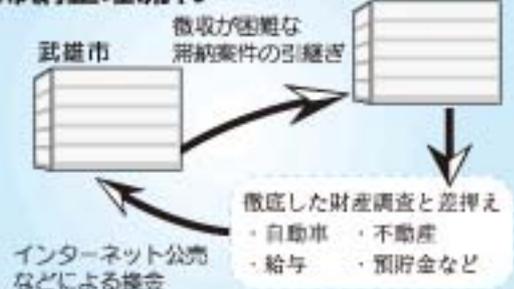
納期限までに税金を納付していない状態を滞納といいます。滞納すると、本来納めるべき税金の他に延滞金を納めなければなりません。また、滞納者が税金を滞納したまま放置しておく、法律に基づき滞納者の意志に関わりなく、強制的に財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることとなりますので、納期限内に納税されましょうお願いいたします。



滞納解消に向けた武雄市の取り組み

- 納税相談**…市税を納期限までに納めることが困難な場合ご相談ください。
- 納税催告**…納期限が過ぎても納付のない方に対し、文書催告書の送付・電話催告・自宅訪問を行います。
- 財産調査**…滞納者の財産を官公署・金融機関・生命保険会社などに対し調査します。
- 給与調査**…滞納者が給与所得者である場合、給与の差押えをするために、勤務先に対し調査します。
- 滞納処分**…土地・建物など財産がある滞納者に対し、差押えを行います。差押え後も納付にならない場合は、やむを得ず、差押えた財産の公売を行うこととなります。また、預貯金・給与・自動車・生命保険なども差押えの対象となります。

滞納整理流れ



佐賀県滞納整理推進機構西部地区班
(武雄総合庁舎内) ☎(26)8122

差し押さえ財産合同公売会

市税や国民健康保険税などの確保のため滞納者より差し押さえた財産の合同公売会を次のとおり行います。

今回は、武雄市と武雄県税事務所、鹿島市・嬉野市・唐津市・大町町・有田町・長崎県波佐見町の佐賀県と4市3町で合同公売会を開催します。購入を希望される方、詳しいことはお問い合わせください。

◆日時 8月1日(土)

開場 午前10時30分(指示があるまで物件を確認できます。)

入札時間 午前11時から11時30分

※購入を希望される方は入札時間中に入札に参加していただく必要があります。

◆場所 武雄市文化会館 ミーティングホール

◆公売方法 入札で行います。

◆当日必要なもの

・購入代金(入札金額)・本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)・委任状(代理人が入札する場合)

◆公売物件 約400点を予定しています。また、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

※公売前に滞納の税が完納された場合などに公売中止となることもあります。

政策部税務課
収納対策室

☎(23)9220 担当:田中



督促状発送日から10日を経過した日までに完納しないと差し押さえの対象となります。